

平成24年度第1回諫早市健康福祉審議会

1 期 日 平成24年7月5日（木）午後3時～

2 場 所 諫早市役所 5階 大会議室

3 出席者 委員 14名

欠席者：（川口里津枝委員 佐藤逸子委員 管原正志委員
西山智子委員 野田晋委員 三田享子委員）

事務局 15名

4 会議次第

開会

委員紹介

事務局職員紹介

会長選出・諮問

職務代理者指名

議事録署名人指名

部会委員の指名

議事

（1）健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について

（2）その他

閉会

【委嘱状交付式】

1 委嘱辞令交付

(略)

2 市長あいさつ

○副市長

皆さん、こんにちは。先ほど司会が申しあげましたように、市長は上京しており、今日の夜に帰ってくる予定で、どうしても出席ができないということでございます。私、副市長の藤山でございますけれども、市長の祝辞を代読させていただきますしたいと思いますと思います。

平成24年度第1回諫早市健康福祉審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中御出席をいただき、また、委員の御就任について快く御承諾をいただき、誠にありがとうございます。心から厚く感謝とお礼を申し上げます。

御存じのとおり、本審議会は市民の健康増進、社会福祉の向上及び医療体制の充実を図ることを目的として設置をしている市の附属機関であり、御審議いただきました答申の内容を踏まえ、事務事業の推進に努めているところでございます。

昨年度は地域福祉計画、障害者福祉計画、高齢者福祉計画（介護保険事業計画）という、計画期間を終える3計画に加え、公立保育所のあり方についても臨時部会を設置して、御審議をいただきました。引き続き御就任いただきました委員の皆様におかれましては、審議会本会に加え、それぞれの部会にも貴重な時間を割いて御参集いただきましたことに対し、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

本日は「健康いさはや21（諫早市健康増進計画）」について諮問させていただきます。この計画は健康増進法に定める市町村健康増進計画として策定をするもので、21世紀の諫早市民の健康づくりに関する行動指針として、ヘルスプロモーションの理念に基づき、家庭や地域、学校、職場、さらに健康づくり関係団体や行政のそれぞれの役割と目指すべき取り組みを示すものでございます。

委員の皆様には、これから計画の重要事項について調査審議をお願いすることになりますが、急速な少子高齢化や逼迫した財政状況などをかんがみると、健康福祉政策の企画立案や計画策定も、あらゆる面からの多角的な検討が必要であり、それゆえに、各分野において秀でた知識と経験豊富な皆様方の御意見は欠かせないものと考えております。委員各位の率直な御意見をいただき、市民すべてが安心できるような将来に向けた本市の福祉、保健、医療の方向性が示されることを期待いたしまして、私の御挨拶といたします。

平成24年7月5日、諫早市長宮本明雄。代読でございます。
本日は誠にありがとうございます。

【健康福祉審議会】

1 開会

○事務局

現在の出席委員は14名で過半数の出席が認められますので、平成24年度第1回諫早市健康福祉審議会を開催いたします。

2 委員紹介

(略)

3 事務局職員紹介

(略)

4 会長選出・諮問

○事務局

それでは会長を選出させていただきます。

審議会の進行につきましては、本来であれば審議会の会長が行うところでございますが、まだ選出されておりませんので、それまでの間は事務局で進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

会長は諫早市健康福祉審議会条例第5条の規定により委員の互選となっておりますので、協議をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いたします。

○A委員

会長には、私は田鶴委員をお願いしたいと思っております。

田鶴委員は社会福祉協議会という公共性の高い団体の会長をしておられます。そして昨年度までこの審議会の会長をしていただいて、会長としての職務をしっかりを務めていただきました。最適任者だと思いますので、皆さんたちの御賛同をお願いしたいと思います。私が音頭をとりますので、力強い拍手をお願いしたいと思います。一、二、三。

(拍 手)

○A委員

ありがとうございました。

この力強い賛同の拍手を肝に銘じるものとして、これからひとつ会長としての務めを果たしていただきたいと思います。おめでとうございます。

○事務局

ありがとうございました。

それでは田鶴委員、よろしくお願いたします。会長席にお移りいただきま

して、一言御挨拶を頂戴したいと思います。

○会長

ただいま力強い拍手をいただき、会長に選任していただきました諫早市社会福祉協議会の田鶴と申します。社会福祉協議会の会長として、いろいろな場面で審議会の皆様にはお世話になっております。地域福祉の推進につきまして、平素からお世話になっておりますことを、この場をお借りして厚くお礼を申し上げる次第でございます。昨年度に引き続きまして、微力ながら会長を務めさせていただき、審議会の円滑な運営に頑張っていきたいと思っております。

審議会の対象事案は非常に範囲が広うございます。健康・福祉・医療と、市民生活の根幹にかかわる大事な問題を調査し、審議するというところでございまして、昨年度はかなり計画策定が多かったと思っております。今年度は、先ほど藤山副市長のお話にもありましたけれども、「健康いさはや21」、健康づくりに関する審議ということです。健康づくりの活動はいろいろと活発に行われておりますので、市民の関心も非常に高うございます。委員の皆様方のそれぞれの専門的なお立場、経験等を踏まえて、忌憚のない御意見、御提案等いただきながら、会の進行に努めてまいりたいと思っております。

全力を尽くし頑張ってまいりますので、皆様方の御協力、御支援をお願い申し上げます。簡単でございますけれども、就任に当たり御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局

ありがとうございました。

それでは会長が選任されましたので、副市長より諮問書を提出させていただきます。よろしくお願いいたします。

○副市長

諮問書、諫早市健康福祉審議会様。諫早市健康福祉審議会条例第2条の規定により、「健康いさはや21（諫早市健康増進計画）」について、貴審議会の意見を求めます。よろしくお願ひします。

○事務局

大変恐縮ではございますが、ここで副市長は公務の都合により退席をさせていただきます。

（会議資料の確認）

（略）

5 職務代理者指名

○会長

それでは、健康福祉審議会条例第5条第3項の規定によりまして、職務代理者を指名させていただきます。諫早医師会会長の佐藤委員に職務代理者をお願い

いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

佐藤委員、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

6 議事録署名人指名

○会長

次に、この会議の議事録署名人を指名しておきたいと思ひます。

亀崎委員にお願いをしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

《亀崎委員了》

それでは亀崎委員、よろしくお願ひいたします。

7 部会委員の指名

○会長

部会委員の指名につきまして、事務局から説明をお願ひいたします。

○福祉総務課長

福祉総務課長でございます。

それでは、健康福祉審議会の部会につきまして御説明いたします。この参考資料というのがございますけれども、諫早市健康福祉審議会の概要というタイトルがついているものを御覧ください。これの1ページでございます。1ページに載っておりますが、これまで部会として高齢福祉部会、障害福祉部会、健康医療部会、次世代育成支援対策部会の四つの部会を設置いたしております。今後もうこういう構成で調査、審議をお願いしたいと思ひます。

部会の委員につきましては、審議会の委員の皆様と、それから臨時委員とで構成することになります。臨時委員のほうは各部会開催時に任命ということになりますけれども、審議会委員の皆様につきましては、本日会長の指名により、部会の委員もお願ひするものでございます。

先ほど司会のほうから申し上げましたが、お手元に各委員の所属部会の事務局（案）ということでお配りをいたしておるかと思ひます。これでよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

なお、参考資料の2ページにつきましては、健康福祉審議会に諮問された計画の概要、3ページにつきましては各計画の計画期間を記載しております。また、4ページ、5ページにつきましては、諫早市健康福祉審議会条例を載せておりますので、併せて御覧ください。

以上で説明を終わります。

○会長

ただいまの説明について、御質問等ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ないようでございますので、配付されております名簿によって部会委員の指名とさせていただきます。御承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、御承認をいただきましたので、部会委員につきましては指名のとおり決定をさせていただきます。

8 議事

(1) 健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について

○会長

次に議事の、「健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○健康福祉センター所長

「健康いさはや21（諫早市健康増進計画）」は、健康福祉センターが所管をいたしておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

議事資料の1枚のペーパーがございます。これを御覧ください。それと「健康いさはや21」というプリントがございます。これと二つお願いをいたします。

それでは、議事資料に従いまして御説明させていただきます。

1、計画名、「健康いさはや21（諫早市健康増進計画）」でございます。

2、根拠法令等、「健康増進法第8条2項」となっております。この健康増進法第8条の2項はどのような記述かと申しますと、「市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進に関する施策についての計画を定めるよう努めるもの」となっております。これが根拠法令でございます。

3、現計画の策定時期でございます。現計画は平成18年12月で、計画期間は平成18年度から24年度となっております。なお、この年度でございますけれども、国の「健康日本21」が24年度までの計画で、長崎県の「健康ながさき21」も、24年度まで期間を延長してあります。本来、「健康いさはや21」は、22年度までの計画でございましたけれども、市の計画も国及び県の計画に合わせ、2年間延長し、平成24年度までの計画とした経緯がございます。

次に4、計画見直しのポイントでございます。

一番上の丸でございますが、現計画の進捗状況を踏まえ、最終評価を行い、次期計画の策定を行うとしております。ただいまアンケート調査及び統計調査等に基づきまして、最終評価を行うべく作業を進めているところでございます。この評価等を参考といたしまして、次期の計画の策定を行う予定としております。

次の丸でございますが、国・県の計画及び「諫早市健康福祉総合計画」など市の健康福祉分野の計画と整合性を図るということになっております。「諫早市健康福祉総合計画」の計画期間は平成24年から28年度で、「健康いさはや21」の上位計画に位置づけられます。

次の3番目の丸でございます。「国の健康日本21」及び長崎県の「健康ながさき21」は平成24年度までの計画期間であり、次期計画の策定が予定されているということでございます。

国の「健康日本21」はただいま策定作業中で、パブリックコメントが今年の4月13日から5月13日までインターネット等で募集されました。それが終了してから、厚生労働大臣から厚生科学審議会へ諮問がなされまして、6月20日に厚生科学審議会から厚生労働大臣に対して答申される予定でございます。また、県の「健康ながさき21」のほうは、6月に健康ながさき21推進会議小委員会が開催されました。9月には現計画評価、次期計画の骨子が示されるということで、これも今、策定作業中でございます。

次に、3つ目の丸の途中からでございますけれども、計画の策定に当たっては、国や県が策定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設置するということになっておりますので、その点を踏まえて計画策定を進めてまいります。

次の括弧のところですが、【計画策定における国が示す基本的な事項】が(1)、(2)、(3)と三つございます。

(1) 医療保険者が実施する保健事業と、事業実施者が行う健康増進事業との連携を図るということでございます。これは事業の効率化を図ります観点から、健診等の実施計画と健康増進事業との連携を図るといようなことを示されております。

(2) 健康増進法に基づき実施する健康増進事業について、計画の中に位置づけるということが基本的な事項となっております。健康増進法に基づき実施する健康事業といいますのは、生活習慣相談の実施でございますとか、栄養保健指導を行うという項目でございます。こういったことを計画の中に位置づけるということでございます。

(3) 健康増進のための目標設定や目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取り

組みに反映できるようにするというところでございます。

「健康いさはや21」の概要版を御覧ください。1枚開けていただきましたら見開きになりますが、その中に胎生期から高齢期まで六つのライフステージごとにそれぞれ目標、行動指標等を掲げております。見開きの3、4、5ページで、横長の格好になるようなつくりにしております。

この中で行動指標等を、例えば3ページが一番上でございますけれども、最初の胎生期では、毎食主食、主菜、副菜がそろう人の割合を19.6%から25%にしたいとか、そういった目標を現計画では策定しております。このような目標を達成することを基本的な事項とするということでございます。

申し訳ございませんが、この表をたたんでいただきまして、後ろのほうの6ページでございます。「はじめよう！健康いさはや21運動」と書いてあるところでございますが、ここの中で健康増進計画を進めるに当たり、市では諫早市健康づくり推進協議会を中心に運動を進めており、住民が主体的に参加できる体制を作っております。

また、何をどうするかということは、健康づくり推進協議会では、栄養・食生活班、身体活動・運動班、たばこ班の3専門班活動、それと地域健康づくり推進員会活動として、東西南北及び中央部の5地域における地域特性を活かした健康づくりを推進しております。この活動の中で御意見をお聞きしながら取り組んでいる体制でございます。

新たな計画においても、健康づくり推進協議会を中心といたしまして、その意見を健康増進の取り組みに反映できるような体制で作っていかうと考えております。

次に、議事資料のほうに戻り、5の策定の趣旨を説明させていただきます。諫早市健康福祉総合計画の基本理念である「市民一人ひとりの尊厳が保たれ、安心して暮らすことができるまちづくり」を目指すということを策定の趣旨としております。

次に6、計画の性格・役割でございますが、健康増進法に定める「市町村健康増進計画」であるとともに、「諫早市総合計画」及び「諫早市健康福祉総合計画」の分野別計画として位置づけるとしております。健康増進法に定めるということはこの紙の2番目の根拠法令等に示した健康増進法第8条第2項の規定でございます。

7、計画に盛り込むべき事項がございます。丸が二つございまして、ライフステージの目標ということで指標（行動指標、健康指標、組織・資源・環境指標）、それからライフステージごとの個別施策でございます。

例えば健康寿命の延伸、平均寿命まで元気に暮らせる寿命を健康寿命と呼ぶようでございますが、これを少しでも長くするとか、がん検診の受診率の向上

でありますとか、心の健康につきましては自殺者の減少でございますとか、そういう健康指標等をライフステージの目標として掲げて計画に盛り込みたいと思っております。

また、胎生期から高齢期までのライフステージ、その年代に適した計画を作ったということで、ライフステージごとの個別の施策を計画の中に盛り込んで策定したいと思っております。

その次には健康な地域づくりの推進とございます。先ほど御説明いたしましたけれども、健康づくり推進協議会にはさまざまな組織、関係団体等に参加していただいておりますので、こういうところも含めて家庭、地域、学校、職場、関係団体、行政の役割を分担しまして、それぞれの団体等で進めていく計画にしたいと考えているところでございます。

新計画の策定期間でございますけれども、平成25年3月までに作ってまいりたいと思っております。

事前配付の議事資料の2枚目に、健康いさはや21（健康増進計画）策定スケジュールを配付させていただいております。お手元でございますでしょうか。

策定スケジュールでございますけれども、左の方が月でございます。今日は7月で、第1回健康福祉審議会を本日開催させていただいております。この後、第1回の健康医療部会を開催させていただきたいと思っております。それと並行いたしまして、事務局では市民アンケートを行っておりますので、その分析でありますとか、ライフステージごとのグループインタビュー等を行ってまいりたいと思っております。

そして、本日はまだ国・県の計画が明らかになっておりませんが、国・県の計画にのっとりまして本市の計画もつくりたいと思っておりますので、11月か12月ぐらいにまたこの健康福祉審議会でも中間素案等を御提案申し上げて、審議等をお願いしたいと考えております。

そして、来年25年に入りまして、2月に第3回の健康福祉審議会、答申案の審議や市長への答申をできればと考えております。そういうことで、8の新計画の策定期間は平成25年3月にしております。

9、担当課は健康福祉センターでございます。

以上、健康いさはや21（諫早市健康増進計画）の御説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問などございませんでしょうか。

それでは私のほうから一つだけ、聞き逃したのかもしれませんが、計画期間が何年になるのかお知らせいただければと思います。

○健康福祉センター所長

計画期間は5年間としたいと思っております。5年間です。

○会長

ありがとうございました。

何でもいいと思います。御質問等あれば、よろしく願います。

はい、願います。

○B委員

大変素朴な質問でございますが、老人会で、この21というのは何ですかと聞かれたことがあります。私は知らないけれど、21世紀じゃないでしょうかと言ってそのままにしているのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

○会長

センター所長。

○健康福祉センター所長

お見込みのとおりでございます。国のほうもそういったことで、21というのは21年度ではなくて、21世紀ということでございます。

○B委員

どうもありがとうございました。

○C委員

この健康増進計画のところで、情報が入っているのかどうかわからないのですけれども、昨年8月に歯科口腔保健法というのが成立されて、今年6月に、それを具体的に国や地方公共団体で進めるための基本的事項というのが発表されました。まもなく大臣告示という形で省令が出て、実際に動かしていくということになると思いますけれども、多分これは「健康日本21」や「健康ながさき21」などと調整をしながら進めていくことになると思います。

実際的には、独自に諫早市で歯科の計画を立てる予定は多分ないでしょうから、ここの中に盛り込んでもらうということになるのではないかと思います。その場合、歯科医師会からも今後入手するいろいろな情報を、市へ提供していきたいと思っております。

○健康福祉センター所長

「健康いさはや21」は健康増進計画でございます。例えば県でございましたら医療計画などを定めるということになっていくようでございますけれども、市ではそこまで個別の計画はなかなか難しいということになりますので、この「健康いさはや21」の中に法律の基本理念でございますとか、まだ明らかになっておりませんが、委員から今御指摘がございました中身等を勘案し、盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

○会長

この計画は国の計画、県の計画と非常に密接な関係があるということでございますので、委員の皆様方におかれましても何らかの情報等がありましたら、お知らせください。事務局も助かるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

それでは、先ほど市長から「健康いさはや21（諫早市健康増進計画）について」という諮問を受けたわけでございますけれども、この諮問につきまして健康医療部会に付託をし、調査、審議をお願いするというので、よろしいでしょうか。各委員さんの御了解をいただければと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

本諮問につきましては健康医療部会に付託をして、調査審議をお願いするというにしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事については以上で終了いたします。

（2）その他

○会長

最後にその他ということで、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

D委員、お願いします。

○D委員

1点だけ私が理解できてないのかなと思うのですが、この健康福祉審議会の中で今回、「健康いさはや21」の策定をしていくということですが、御説明をいただいた健康福祉審議会及び各専門部会の構成という横長の表がございます。この資料をいただいた中で、例えば私は障害福祉部会の部会名が入っておりますが、この審議会とこの福祉部会の関連性というのはどのように理解すればいいのか。例えば今回は、たまたま今の健康医療部会というところに諮問するというのか。そこで案を作っていただくということで、その部会が開かれるということですが、障害福祉部会については24年度に開催予定はないということでございます。辞令の任期が26年7月までになっておりますので、例えば次の年の計画の中で各専門部会というのが機能していくのかどうなのか、その辺について教えていただければと思います。

○福祉総務課長

今おっしゃったとおりでございますが、名前が表しているとおりでございますけれども、障害福祉計画であれば障害福祉部会というような形で、それぞれの専門部会でまず検討していただく、そこでつくられた素案をまた全体の審議

会に戻すという形で進めていくことになると思います。

ですから、委員さんが所属する障害福祉部会につきましては、今年度において開催予定はございません。ただ来年度は、障害福祉計画自体はその次の年度で策定になるかとは思いますが、準備のための協議などがございますので、部会を開催する可能性もあると考えております。

○D委員

そういう関係で、いわゆる両方の委員の委嘱ということで理解すればよろしいのでしょうか。

○健康福祉部長

健康福祉審議会というのがいわゆる親部会といいますか、ここが中心となる上位の会でございます。そのため、市長からの諮問は、すべて健康福祉審議会へ行われます。諮問事項に関する調査や検討を行い、計画等の素案を作成するのが部会でございます。こちらの審議会では部会から提案されたものをさらに審議し、市長への最終的な答申を決定する仕組みとなっております。

ですから、部会も含めてすべて健康福祉審議会ではあるけれども、その中で役割を分けているということで御理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

○会長

それで一つ、臨時委員についても少し説明していただければ。

○健康福祉部長

審議会委員に加えて臨時委員を配置するのが部会でございますので、この会の委員さんは先ほど御承認していただいた事務局の案により、次世代部会であるとか高齢福祉部会であるとかということでそれぞれの部会に3、4名ずつ入っていただきましたが、さらに臨時委員を部会ごとに10名前後配置し、臨時委員には、審議事項について高い専門知識のある方や関係団体の方に就任していただきます。

○会長

ありがとうございました。

D委員さん、よろしゅうございますか。

○D委員

はい。

○会長

ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

ほかになければ、次回の日程について事務局から提案をお願いいたします。

○事務局

次回、第2回目の審議会でございます。

先ほどの健康いさはや21の策定スケジュールの中にもございましたけれども、次回は11月もしくは12月に開催を予定しております。

部会のほうでございますけれども、健康医療部会と高齢福祉部会を今月の下旬ごろに開催をしたいと考えておりますので、あらかじめ御承知おきいただきたいと思っております。

なお、詳細につきましては別途文書にて御連絡をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○会長

御質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

なければ、以上をもって議事を終了します。

あとの進行は事務局をお願いいたします。

9 閉会

○事務局

それでは閉会に当たりまして、健康福祉部長が一言お礼を申し上げます。

○健康福祉部長

本日はお忙しい中に御出席いただきありがとうございます。

今日は「健康いさはや21」ということで、次期計画の審議をお願いするということで諮問をさせていただきました。先ほどスケジュール的なものを御説明いたしましたけれども、本年度の最後といいますか、最終的に来年の2月頃には最終的に答申を市長への答申をお願いしたいということで、本日諮問をしているわけでございます。これから健康医療部会のほうで詳しい審議を行い、素案を作成していただくということになるかと思っております。

本日御就任いただき、委員の任期は2年間でございますので、今後の御協力をお願い申し上げまして、御挨拶としたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

田鶴会長、委員の皆様、本日は大変お疲れさまでした。以上をもちまして、平成24年度第1回諫早市健康福祉審議会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(午後3時56分終了)